

◆◆豊橋善意銀行ひろば◆◆

I. 放送日 平成28年2月5日（金）放送分

今週の話題

- (1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告
- (2) 布団・毛布など 寄付のお願い
- (3) 確定申告で寄付金控除のお手続きをされる方へお知らせ

(1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告

豊橋善意銀行寄付状況〔1月28日（木）～2月3日（水）分〕

○お金の寄付は、 内訳	合計	15件	135,259円
自由預託金		5件	7,602円
指定預託金（東日本大震災義援金として 他1件）		2件	8,708円
チャリティーボックス募金		5件	95,309円
誕生日献金		2件	15,000円
一般寄付金		1件	8,640円

今週の主な寄付は、JA 豊橋産直プラザ吉田方店様に設置していただいております、チャリティーボックスより、44,749円、フードオアシスあつみ山田店様に設置していただいておりますチャリティーボックスより22,108円をそれぞれお寄せいただきました。いずれの店舗でも年間を通じて豊橋善意銀行のチャリティーボックスを店頭設置していただいております、お買い物などでお店を利用される方から募金をお寄せいただいております。

○品物の寄付は、食品、アルミ缶、牛乳パック、衣類など、合計14件ありました。

(2) 布団・毛布など 寄付のお願い

豊橋善意銀行では、福祉施設で使用するためや、生活困窮者の方へお渡しできるよう、皆様からお寄せいただきました、布団や毛布類などの備蓄を実施しておりますが、今年は、1月中旬の寒波襲来の影響もあり、布団や毛布の需要が多く、現在の備蓄分が不足している状況となってしまいました。特に、敷布団と掛け毛布の備蓄がほとんどなくなっている状況となっております。

ご家庭で、使われない布団や毛布などございましたら、ぜひ豊橋善意銀行へお寄せください。

これまで、来客用に仕立てたが、使わなかった布団や、ギフトでもらったまま使われない布団や毛布などをお寄せいただいております。皆様のご家庭で使われない寝具など、ございましたら、是非、豊橋善意銀行にご連絡ください。

(3) 確定申告で寄付金控除のお手続きをされる方へお知らせ

豊橋善意銀行は、特定公益増進法人として、維持会費や寄付金、預託金をお寄せいただいた方が税制面で優遇措置を受けることができる団体として、愛知県より認定されております。

平成27年分の確定申告で寄付金控除のお手続きをされる方は、お手続きの際に、豊橋善意銀行が発行しております「受領書」と、税制優遇を受けることのできる団体であることの「証明書の写し」が必要となります。受領書はご寄附をいただいた際に随時お渡しをさせていただいておりますが、「証明書の写し」は、豊橋善意銀行のホームページからダウンロードいただくか、窓口へお越しいただければお渡しさせていただきます。詳しくは、豊橋善意銀行事務局までお問い合わせください。